

2024年度税制改正における変更点

税理士 山本 佐代子

2023(令和5)年度分の確定申告適用事項

1. 上場株式に係る配当等の確定申告不要制度

一定の配当所得について、22年分までの確定申告においては、所得税とは異なる課税方式を選択できましたが、23年分以後の確定申告では所得税と同一の課税方式が適用されます。

2024(令和6)年度分の適用事項

1. 定額減税

(1) 所得税

24年度の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である場合、特別控除が実施されます。特別控除額は本人3万円、生計を一にする配偶者または扶養親族一人につき3万円となります(合計額が所得税額を超える場合はその限り)。

(2) 個人住民税

24年度の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下である場合、所得割の特別控除が実施されます。特別控除額は本人1万円、控除対象配偶者又は扶養親族一人につき1万円となります(控除対象配偶者を除く同一生計配偶者については、25年度分の所得割の額から、1万円を控除)。

2. 相続時精算課税に係る基礎控除の創設

相続時精算課税を選択した受贈者(以下「相続時精算課税適用者」)は、24年1月1日以後に取得した財産に係る贈与税について、その年分の課税価格から基礎控除110万円が控除されます。また、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算されるその特定贈与者から、24年1月1日以後に贈与により取得した財産の価額は、基礎控除額を控除した後の残額とされます。

※1 相続時精算課税は、原則として①贈与者が贈与の年の1月1日において60

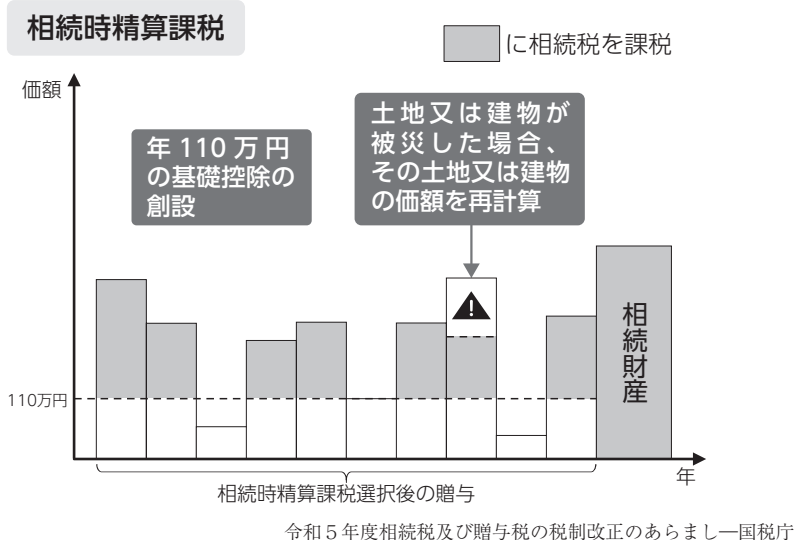
歳以上であり、受贈者が同日において18歳以上で、かつ、贈与時において贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合に選択することができます。なお、相続時精算課税を選択した場合、その後、同じ贈与者からの贈与について暦年課税へ変更することはできません。

※2 特定贈与者とは、相続時精算課税の選択に係る贈与者をいい、23年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税を選択した場合も含まれます。

※3 同一年中に、二人以上の特定贈与者からの贈与により財産を取得した場合の基礎控除額110万円は、特定贈与者ごとの贈与税の課税価格であん分します。

3. 相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例の創設

相続時精算課税適用者が、特定贈与者から贈与により取得した土地又は建物について、その贈与の日からその特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に、24年1月1日以後に災害によって一定の被害を受けた場合(その方がその土地又は建物を贈与日から災害発生日まで引き続き所有していた場合に限る)には、その相続税の課税価格への加算の基礎となるその土地又は建物の価額は、その贈与の時の価額から、その災害による被災価額を控除した残額とすることができます。



〈確定申告書B 記入例〉

「※」の「個人番号」欄は記載しなくても受理される

令和05年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

納税地 556-0021 個人番号 ※ 3451208

現在住所 大阪市浪速区幸町1-2-33 フリガナ ホケンイ タロウ

氏名 保険医太郎

職業 歯科医 幸町歯科 保険医太郎 本人

収入金額等	所得金額等	所得から差し引かれる金額	税	税の計算	その他
事業等 46857880	事業等 15552814	社会保険料控除 1081320	課税される所得金額 11974000	源泉徴収税額 1805629	青色申告特別控除額 100000
公的年金等 564850	公的年金等 750000	小規模企業共済等控除 840000	上の項に対する税額又は第三表の計 2415420	配当控除 00	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額 5685
雑業務等 55685	雑業務等 55685	生命保険料控除 100000	配当控除 00	災害減免額 2415420	未納付の源泉徴収税額 00
短期譲渡 150000	短期譲渡 150000	地震保険料控除 15000	復興特別所得税額 50723	復興特別所得税額 50723	平均課税対象金額 00
総合課税 750000	総合課税 750000	介護医療保険料控除 00000	所得税及び復興特別所得税の額 2466143	所得税及び復興特別所得税の額 2466143	変動・臨時所得金額 00
所得金額等 15698349	所得金額等 15698349	寄付金控除 198000	源泉徴収税額 1805629	源泉徴収税額 1805629	延納・滞り出額 000
所得から差し引かれる金額 3526320	所得から差し引かれる金額 3526320	雑損控除 00000	配当控除 00	配当控除 00	延納・滞り出額 000
所得税額 11974000	所得税額 11974000	医療費控除 00000	復興特別所得税額 50723	復興特別所得税額 50723	延納・滞り出額 000
源泉徴収税額 1805629	源泉徴収税額 1805629	寄附金控除 198000	所得税及び復興特別所得税の額 2466143	所得税及び復興特別所得税の額 2466143	延納・滞り出額 000
税額 13769629	税額 13769629	合計 3724320	源泉徴収税額の合計額 1,805,629	源泉徴収税額の合計額 1,805,629	延納・滞り出額 000

令和05年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

整理番号 0000000000 FA2303

住所 大阪市浪速区幸町1-2-33

氏名 保険医太郎

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
事業報酬	19,641,484	1,760,355	17,881,129
給与	564,850	39,589	525,261
雑報酬	55,685	5,685	50,000
一時生命保険	1,650,000	0	1,650,000
合計	22,512,019	1,805,629	20,706,390

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
一時	1,650,000	1,000,000	650,000

措置法26条

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
保険医次郎	※	子	14.10.1	特	特	特	特
保険医三郎	※	子	18.4.10	特	特	特	特

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
保険医花子	※	妻	50.5.5	12カ月 歯科衛生士	4,800,000

措置法26条を適用する場合必ず記入

「番号」を「8」とし、保険診療分所得を記入